

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	<p>上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。</p> <p>当該建築物は劇場であり、建物構造、設備内容が特殊であるため、改修工事の監理をするにあたり、その内容を熟知していることが求められる。</p> <p>（株）佐藤総合計画は、当該改修工事の実施設計担当業者であり、当該建築物の構造及び設備内容を熟知しており、監理作業の適正化・改修工事中の不測の事態へも迅速な対応を図ることが可能であると考えられる。</p> <p>上記要件を満たす業者が当該業者のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一社随意契約とする。</p>		
業務番号	五教社委第1号	発注担当課	社会教育課
業務名	五所川原市ふるさと交流圏民センター改修工事監理業務委託		
業務場所 （対象地域）	五所川原市字幾世森 地内		
履行期限又は履行期間	令和2年3月15日		
業務概要	五所川原市ふるさと交流圏民センター改修工事に伴う監理業務		
見積依頼業者	見積書記載金額（円）	摘要	
（株）佐藤総合計画東北オフィス 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1	13,500,000円	決定	
備考			
見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			